手話言語条例施行から10年

みんなでつくる、伝わる社会

問 障害福祉課　TEL 027-220-5711

今年度は、前橋市手話言語条例の施行から 10 年を迎えます。
きこえ方は人それぞれ異なり、感じ方や伝わり方にも違いがあります。
この機会に、手話やコミュニケーションについて考えてみませんか。

友達を表す手話

●「伝わらない」をなくすために

私たちの暮らしは、「ことば」で支えられています。しかし、きこえない・きこえにくい人にとっては、音声だけでは十分に伝わらないことがあります。

- 病院で説明が分からない
- 窓口での手続きに困る
- 緊急時に意思を伝えられない

こうした困りごとを減らすためには、一人ひとりの工夫と環境づくりが大切です。

●主なコミュニケーション方法

きこえない・きこえにくい人とのコミュニケーション方法は、次のようなものがあります。

手話
手や表情を使って表現する「目で見る言語」

要約筆記
音声を文字で伝える

筆談

ICT
遠隔手話通訳、音声認識表示など

ジェスチャーやコミュニケーションボードなど

●よくある思い込み Q&A

Q. きこえにくい人は、みんな手話を使う？

A. いいえ。手話を使う人もいれば、他の方法でコミュニケーションを取る人もいます。
「どうすれば伝わりますか？」と一言きいてみて、その人に合った方法でコミュニケーションを取りましょう。

Q. 補聴器を付けている人は、健聴者と同じようにきこえているの？

A. 補聴器を使っていても、音がはっきりきこえないことや、言葉が分かりにくいことがあります。口の形が分かるよう、はっきり話す工夫が必要です。

Q. 筆談すれば必ず伝わる？

A. そうとは限りません。日本語の読み書きが苦手な人もいます。簡単な言葉にする、ジェスチャーを加えるなど、いくつかの方法を組み合わせましょう。

Q. コミュニケーションのポイントは？

A. 話しかけるときは、軽く手を振り、視線を合わせてください。筆談するときは、適度に漢字を織り交ぜ、短い文で表しましょう。伝わっているか不安なときは、そのままにせず相手に必ず確認しましょう。

●意思疎通支援を支える法律と条例

誰もが情報を得て、安心してコミュニケーションができる社会を目指し、法律や条例に基づいた取り組みが進められています。

- **障害者差別解消法**
  障害を理由とする差別をなくし、必要な配慮（合理的配慮）の提供を求めています。
- **障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション法**
  障害のある人が情報を受け取り、円滑に意思疎通できる環境づくりを進めます。
- **手話施策推進法**
  手話が言語であることの認識を広げ、手話を使いやすい環境整備を進めます。
- **前橋市手話言語条例**
  手話が言語であることへの理解を広げ、手話を使いやすい環境づくりを進めるための条例です。市・市民・事業者が協力し、手話の普及と理解促進を進めています。

●手話通訳者の役割

手話通訳者は、手話と音声の橋渡しをする専門職。次の重要な役割を担っています。また、業務で知り得た情報を外に漏らさない守秘義務があります。

- 内容を正確に伝える
- 気持ちや背景をくみ取る
- 安心してやりとりできるよう支える

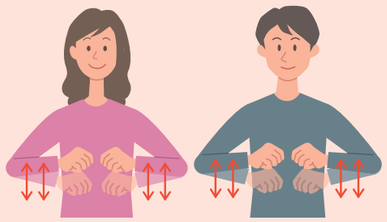

頑張る・元気の手話

●知っておきたいマーク

手話マーク・筆談マーク
筆談を必要とする人の中には、音声言語障害者、知的障害者、外国人なども含まれます。

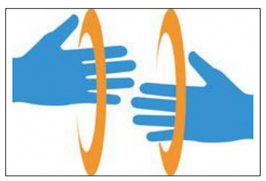

手話マーク

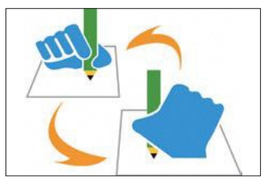

筆談マーク

耳マーク
きこえが不自由なことを表すと同時に、きこえない・きこえにくい人への配慮を必要としていることを示すマーク

聴覚障害者マーク
聴覚障害のある人が運転する車に表示するマーク

時日時 場場所 対対象 ¥費用 持持ち物 申申し込み 問問い合わせ